

ホテルネットワーク

# Aカードホテルシステムが「第22回トップ会」開催

## 加盟店は全国約460店舗、総客室数は4万3000室に

会員数74万人を超える  
年間9万1766名増

Aカードは、独立系ホテルを中心としたポイントカードを提携しているAカードホテルシステム(東京都千代田区)では、去る23日(木)東京・千代田区にある大手町サンケイプラザにて、「第22回Aカードトップ会」を開催した。当日は全国から加盟店約200名が参加。「2016年度年間優秀加盟店表彰式」のほか、Aカード利用者によるアンケート調査結果の考察や、田代コンサルティンク社長 田代英治氏による「ホテルの労務トラブル、予防と対策」と題した講演、「ホテル運営における自然災害への対応、対策」をテーマにしたパネルディスカッション等が行われた。



代表取締役 田中章生氏



▲全国から162名が参加した

冒頭挨拶に立った同社 田中章生社長は、Aカードネットワークが取り組んだ事例と、今後の展開を発表した。

2016年も引き続き会員獲得の一環として一般誌へ積極的にメディアへの露出、ブランド力を高めるために注力した。またこれまで期間限定で行っていたウェブ入会特典を周年化。これはウェブからの入会者全員に500ポイントをプレゼントするもの。結果、前年と比較してAカードホームページからの新規入会者数は1.5倍に増加したという。

一方、新規加盟施設獲得に関しては、DMや訪問営業・広告塔を通じて旅表が先行された。これは期間中、どれだけAカ

加盟店に対しては、入会促進としてミネラルウォーター・カップ麺・缶コーヒーなどを同社負担で提供しているほか、メーカーなどのタイアップでサンプリングサービスも展開。第二弾として「キットカット受贈生応援」キャンペーンを実施した。同社は今後も同様のサンプリングサービスを行っていく計画だ。

Aカード会員は主に30~50歳の男性で、同社によればこれ等の層は「なかなか新商品に手を出さない保守的な層」なのだという。こうした層に対しては、栄養ドリンクやアルコール飲料など提供する事でメーカーにとって商品のPRに繋げる事が可能になり、加盟店にも利用者へのサービス拡充にも繋げられる、という訳である。

また、スマートフォンアプリの充実も図る。8月にアンドロイド版をリリースすると同時に、従来のiPhone版もリニューアルし使いやすさを向上させていく計画だという。

年間優秀施設を表彰  
個人は2500名獲得

引き続き「2016年度年間優秀加盟ホテル」表彰式が行われた。これは期間中、どれだけAカ

「危特管理」テーマに講演・ディスカッション

ゲストを招いての講演会では今年「ホテルの運営における危機管理」をテーマに実施された。

第一部では、「ホテル労務トラブル、予防と対策」と題し田代コンサルティンクの田代英治社長が登壇。労務管理の意義・労働法や労務管理に代表される最近のトピック・労働法や労務管理の基礎知識・具体的な場面での対応・パワハラとメンタルヘルス防止対策について90分間行われた。

「ホテル運営における自然災害への対応・対策」をテーマに行われたディスカッションでは、豊田プレスホテルの稲熊真佐子社長を進行役に、元プレミアイン仙台多賀城 大貫健一支配人、ニューミヤコホテル 足利 小幡英樹COO、リバーサイドホテル 亀谷丹総支配人、スマイルホテル 熊本水前寺 嶋田真也専務の被災経験のある4名が、パネルディスカッションの様子

熊本水前寺の 嶋田真也専務は席上、自身が実感したこととして、「ホテルは災害時には地域の拠点となりうる」と「災害時には公的機関と連絡が取れにくいこと」「人的ネットワークが重要なこと」を挙げ、新たな課題として、「震災直後のスタッフの安否確認」「スタッフの出勤の取り扱」を挙げた。

熊本水前寺の 嶋田真也専務は席上、自身が実感したこととして、「ホテルは災害時には地域の拠点となりうる」と「災害時には公的機関と連絡が取れにくいこと」「人的ネットワークが重要なこと」を挙げ、新たな課題として、「震災直後のスタッフの安否確認」「スタッフの出勤の取り扱」を挙げた。

### ◆連載◆ 弁護士法人ALG&Associates ホテル旅館業界リーガルクリニック



弁護士法人ALG&Associates 執行役員 弁護士 家永 勲氏

## ～無断駐車への対応～

マイカーや長距離トラックなど、車いど車を壊す」といった脅迫的な文言を運転して訪れる宿泊客のために駐車場の用意しているホテル・旅館は多いと思います。

しかし、ホテル・旅館の利用客でないにもかかわらず、車を無断駐車させている人がいた場合、どのような対応が適切なのでしょう。

まず、やってはいけない対応として、宿側の人間が勝手に車を移動させる、強制的な手段を用いて車を排除しようとするのがありません。これは「自力救済」といって違法となる場合があります。

自力救済とは、権利者が自己の権利を侵害された場合に、司法手続によらずに自力をもって権利を実現することです。実力により権利侵害を排除することを認めてしまうと、突き詰めれば実力が強い者の権利だけが実現される世の中になってしまいかねません。そうならないよう、自力救済が禁止されているのです。

従って「勝手にレッカー移動する」「タイヤにチェーンをつける」「車が駐車場から出られないようにする」等といった手段は、いずれも「自力救済」と判断され、違法とされる可能性があります。また、このような手段を取ってしまうと、後から車の所有者に「レッカー移動のときに車に傷がついた」等と主張され、弁償を求められる恐れもあるのです。やはり控えるべきでしょう。

## 順序を追って合法的な法的手続きを

最初に取るべき手段としては、駐車場に張り紙をするなどして、無断駐車を止めるよう求めることが現実的だと思います。この場合、張り紙の内容には注意を払ってください。「どかさな

実は、公有地および私有地への無断駐車には道路交通法の駐車禁止に関する規定が適用されず、公道および私有地の無断駐車に比べて、警察の取り締まり対応は鈍いかもかもしれません。一方で、無断駐車をするためにホテル・旅館の敷地に立ち入ったという場合は、刑法130条の「建造物侵入罪」に当たり得る違法行為となるので、警察にはこの点を理解してもらいましょう。

警察に相談しても時が明かない場合は、車の所有者に直接働きかけるしかありません。そのためにも、所有者を特定する必要があります。

車両所有者の氏名や住所は、全国の運輸支局または自動車検査登録事務所に照会することができま

通常の照会は、ナンバープレートに記載されている自動車登録番号と車台番号が必要ですが、放置車両についての照会の場合は、位置関係図や車両の写真を提出すれば、自動車登録番号のみで照会することが可能です。また弁護士に依頼した場合も、自動車登録番号のみから照会することが可能です。

所有者を特定できたら、所有者に直接連絡を取って無断駐車を止めるよう請求し、これに応じなければ、いよいよ法的な手続きに進みます。

この法的な手続きとしては、車両を移動させて駐車場を明け渡すことの請求や、無断駐車していた期間の駐車料に相当する金額を支払請求する等が考えられます。

最終的に法的な手続きを行うとすれば、証拠が必要になるため、無断駐車を発見した場合はこまめに写真に撮る等して、証拠となる資料を準備しておきましょう。

プロフィール  
立命館大学法学部卒業  
立命館大学法学部卒業  
立命館大学法学部卒業  
立命館大学法学部卒業